



## 令和4年度の雇用保険料率の改定と労働保険の年度更新について

雇用保険料率はここ数年法改正により引き下げられてきました。しかし、昨今の新型コロナウイルスの影響により、国の雇用対策として大幅な雇用調整助成金の拡充や休業支援金・給付金の創設等が行われました。これらの補填により積立金もほぼ枯渇し財政も厳しい状況となっているようです。



本年度の雇用保険料率は4月と10月の2段階改定となります。

負担者 期間	負担者		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担			
令和3年度	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
令和4年4月1日～ 令和4年9月30日	3/1000	6.5/1000	3/1000	3.5/1000	9.5/1000
令和4年10月1日～ 令和5年3月31日	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000

● 令和4年度の雇用保険料率は、数年ぶりの引き上げとなります。新型コロナの影響も残っているため激変緩和措置として、事業主にとっては4月と10月の2段階の改定となっています。



● 10月からは、従業員の雇用保険料率も改定になるため10月の給料計算の際には注意しましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

### ◆改正に伴う労働保険の年度更新の変更点

本年は、年度の途中で雇用保険料率が変更されるため、概算保険料（雇用保険料分）を算定する際の算定内訳は、「4月～9月」「10月～翌3月」までに分けて計算する必要があります。

#### 作業する際の 注意点

- ① 概算保険料の賃金を集計する際は「4月～9月」「10月～翌3月」ごとに保険料算定基礎額を算出し、各期間ごとに保険料率をかけて保険料を算出します。
  - ② ①で算出した額を合算します。
  - ③ ②の額をBの「労働保険 概算・確定保険料申告書」に転記します。
- ※「労働保険 概算・確定保険料申告書」の様式（様式第6号）には変更はありません。

A  
確定保険料・一般拠出金  
算定基礎賃金集計表/  
概算保険料算定内訳表

①区分(適用期間)	算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		
	②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算保険料額
令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日 雇用保険分	(イ) 千円	(ハ)1000分の	(ホ)
令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日 雇用保険分	(ロ) 千円	(ニ)1000分の	(ヘ)
合計 雇用保険分	(イ)+(ロ) 千円		(ホ)+(ヘ)

申告書②欄(ホ)へ転記

申告書④欄(ホ)へ転記

B  
労働保険 概算・  
確定保険料申告書  
(様式第6号)

①区分	②保険料算定基礎額の見込額	③保険料率	④概算・増加概算保険料額(②×③)
労働保険料	(イ) 千円	(イ) 1000分の	千円
労災保険分	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の	千円
雇用保険分	(ハ) 千円	(ハ) 1000分の	千円

転記

● 年度更新の詳細については下記のURLをご確認下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html)